

2.2 環境施策の基本となる条例及び計画

(1) 環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、計画等

環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の総合的な計画への集約（統合）あるいは個別計画への細分化について、その方向性と理由について調査を行った。

① 策定状況

■環境や持続可能な地域づくりに関する記述のある計画等（分野・内容問わず）があるかどうかについては、「ある」が昨年度から増え約8割を占めた。

■都道府県及び政令市では全自治体が「ある」としている。昨年度同様に人口規模別では10万人以上の自治体では9割以上の自治体が「ある」としている。1万人未満の自治体では昨年度は「ある」が半数以下であったが、今年度は半数を超えている。

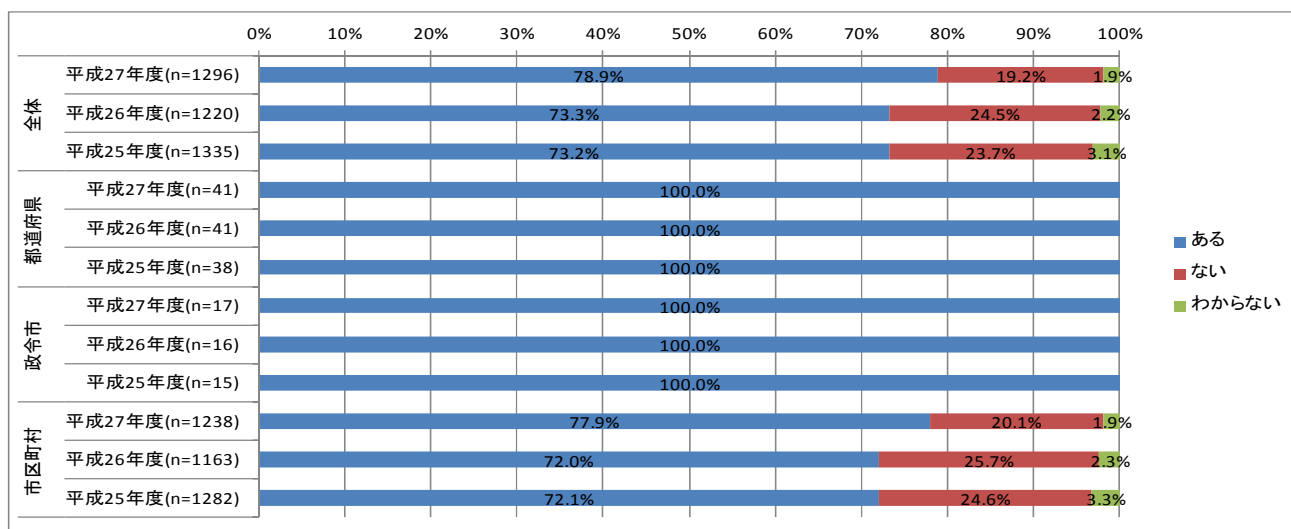


図 3 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の策定状況

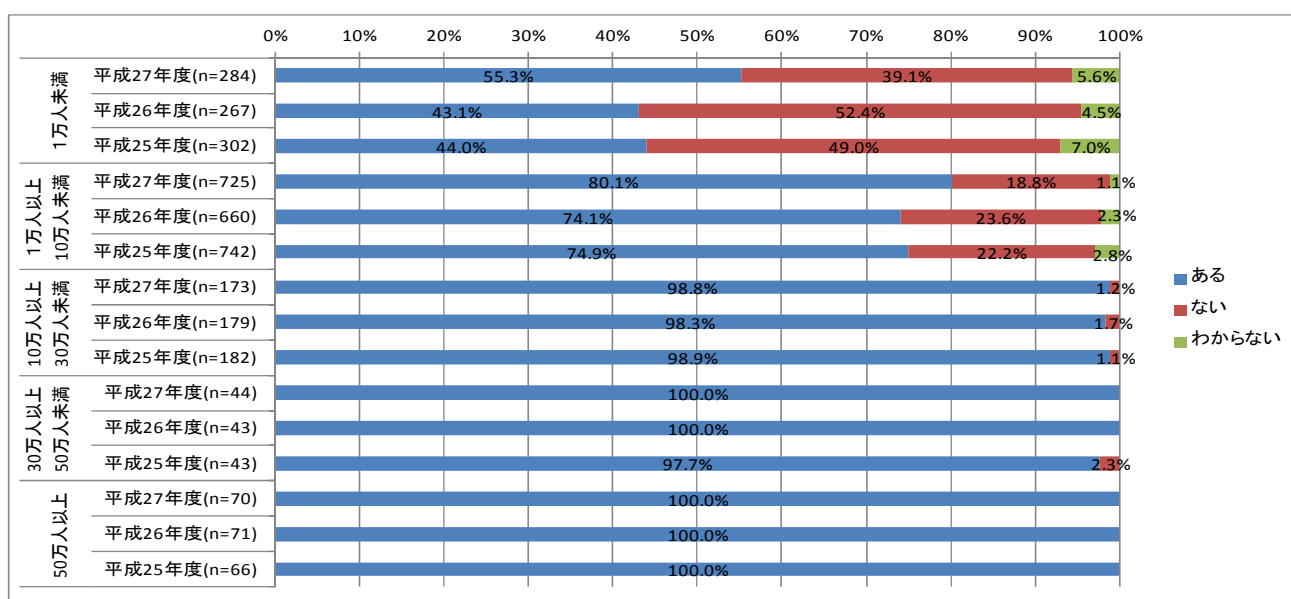


図 4 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の策定状況（人口規模別）

② マスタープラン、基本構想、計画等の内容、総合的な計画への集約（統合）あるいは個別計画への細分化についてその方向性と理由

■環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、計画等がどのようなものかについて、「総合計画と各種個別計画」は全体の67.0%で、「総合計画のみ」が25.3%、「個別計画のみ」が6.5%を占めた。

■都道府県及び政令市では全自治体が「総合計画」もしくは「個別計画」を記述している。人口規模別では1万人以上の自治体では9割以上の自治体が「総合計画」もしくは「個別計画」を記述しているが、1万人未満の自治体でも8割以上となっている。

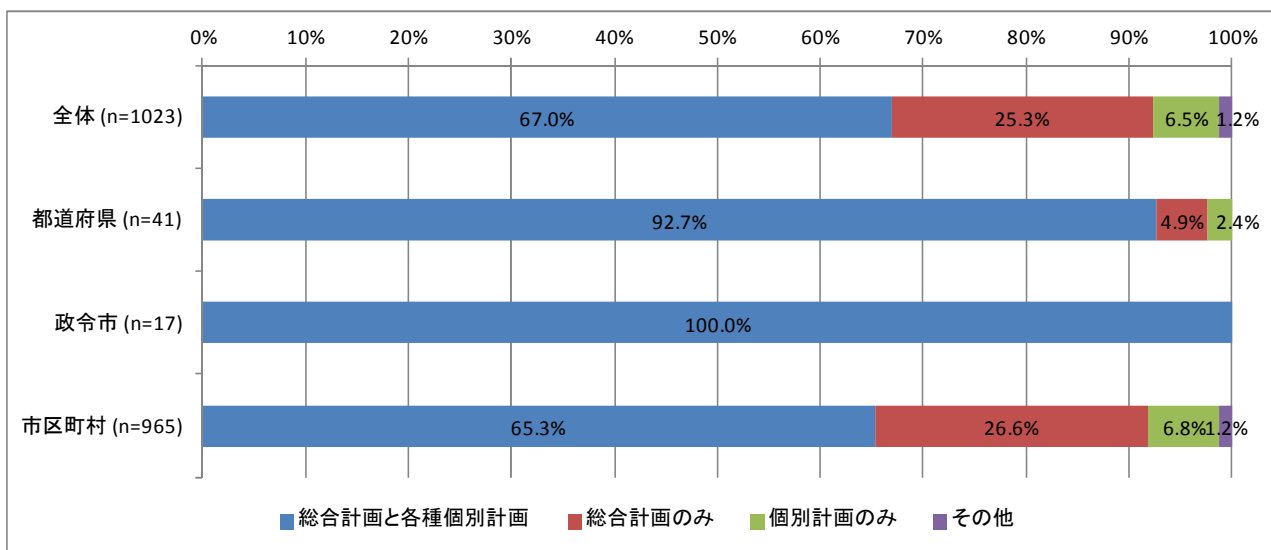


図 5 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の状況

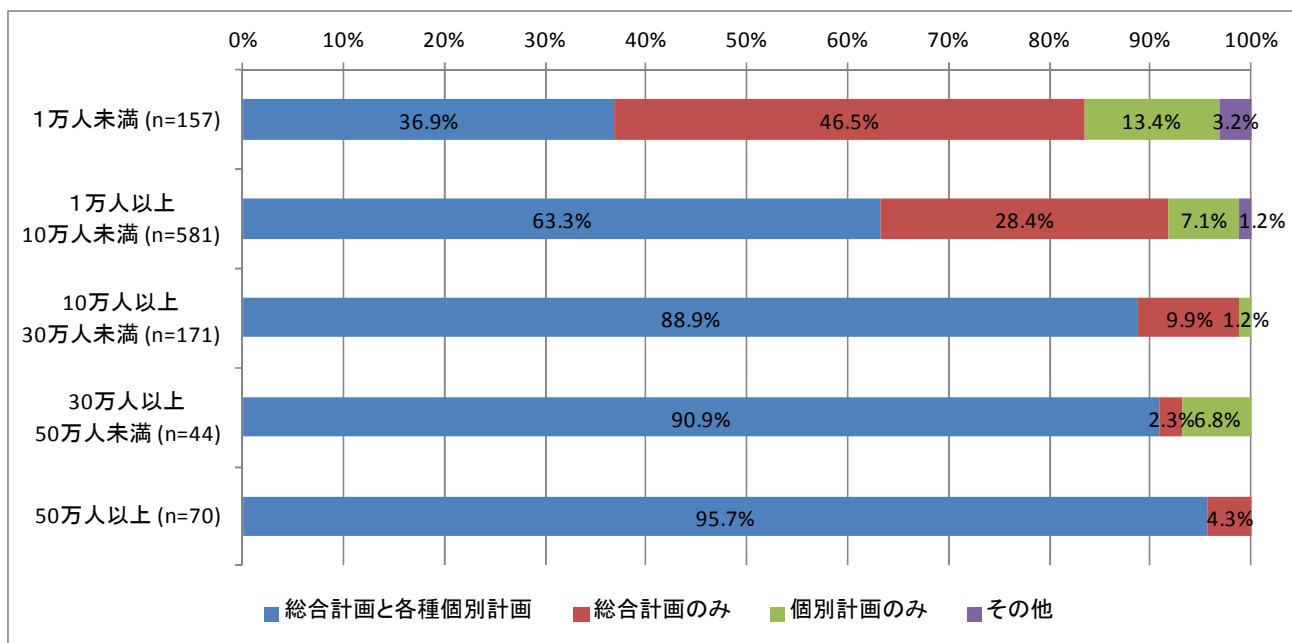


図 6 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の状況（人口規模別）

【方向性と理由】

総合的な計画への集約（統合）あるいは個別計画への細分化について、その方向性と理由について、以下のような回答が挙げられた。

<集約（統合）>に関する回答の事例

- ・環境基本計画と地球温暖化対策実行計画は、位置づけられている施策の中に共通している重複するものが多いことから、両計画をあわせて改定し、施策の進捗管理も一体的に行えるよう集約していく予定。
- ・複数課がそれぞれ計画・構想等を作成しているが、事業担当がまたがっているため、集約化が必要と考えている。
- ・地球温暖化防止計画(京都議定書に伴う)がなければ補助事業を受けられないとのことであったため作成した。総合的な計画に集約する気はない。今後、更新する予定もない。
- ・環境基本計画と次年度以降策定を計画している地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について、その方向性や内容が重複する部分が多いことから、統合する予定。

など

<細分化>に関する回答の事例

- ・総合計画で「ごみの減量化と再資源化の推進」、「ごみ収集処理体制の整備」及び「環境保全対策の推進」の施策について記述しており、その中で特に一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）については策定義務があることから既に細分化を実施している。
- ・総合計画における「自然環境の保全と環境問題」に関する取り組みをより具体化し、細分化した中から「現状」「課題」「具体的な施策」を明らかにして近年、変動が著しい自然環境への対応を進めるため、個別計画を策定している。
- ・当市では細分化を実施している。当市では市の総合計画を定めているが、環境や持続可能な地域づくりに関して大枠を決めているのみである。そのため、目標等について詳細な計画が必要であるため、市の環境基本計画を策定している。これは望ましい環境像を定め、それを実現するため基本目標・分野別目標・施策の方向性を定めている。また、この目標や施策の方向性に沿った具体的な取り組み等についてさらに詳細に定めるため、分野ごとに個別計画を定めているものもある。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.1 から p.10 に記載している。

(2) 環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況

環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況について調査を行った。

【条例】

■環境施策の基本となる条例の策定状況は、全体では75.3%が策定済みとなっており、昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■政令市では全自治体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割以上が策定済み又は策定作業中となっている。一方、1万人未満の自治体では、策定済みが40.1%となっており、また策定作業中の自治体はなかった。昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

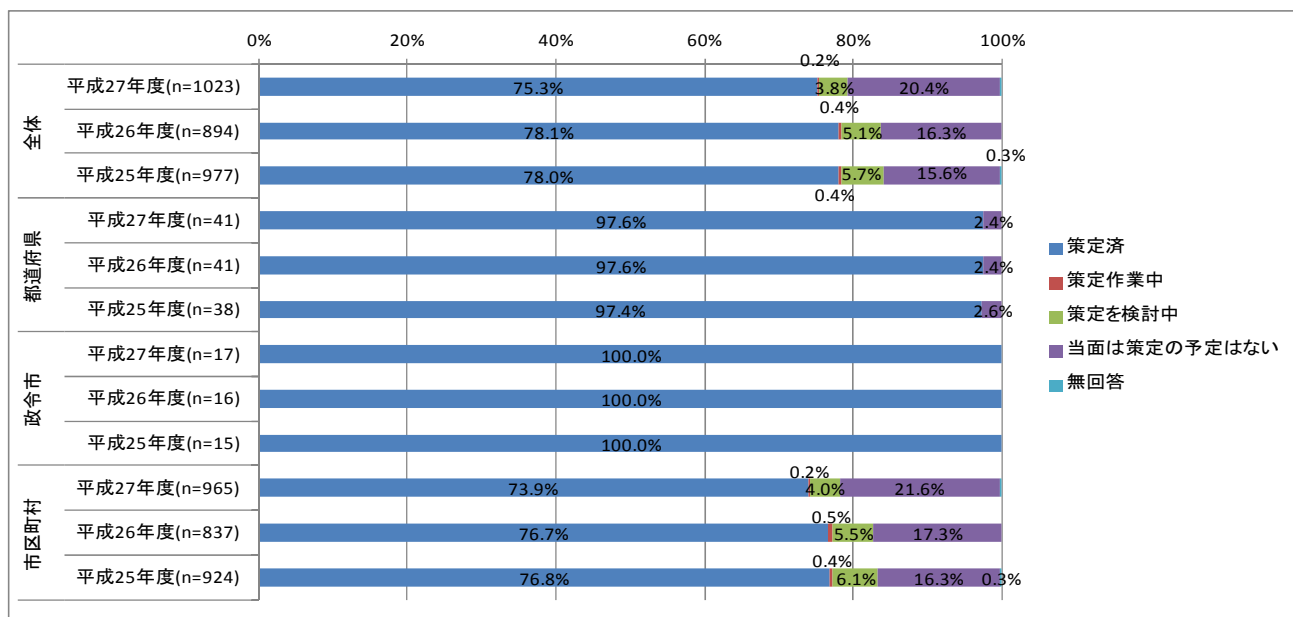


図7 環境施策の基本となる条例の策定状況

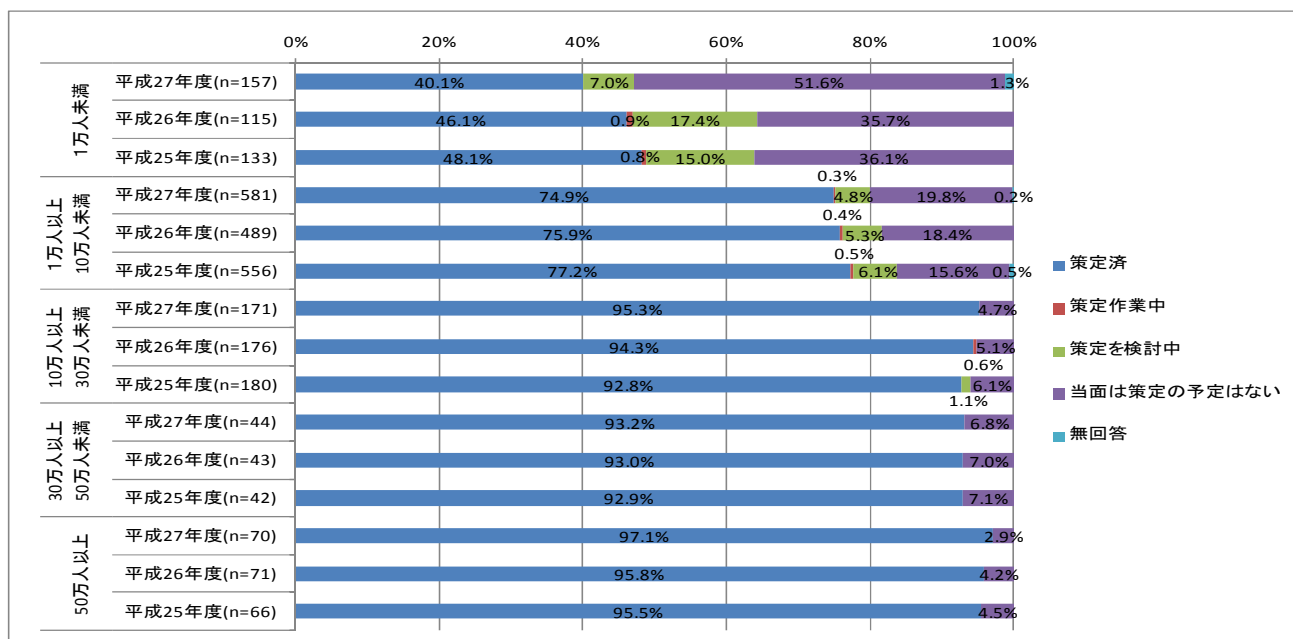


図8 環境施策の基本となる条例の策定状況（人口規模別）

【計画】

■環境施策の基本となる計画の策定状況は、全体では76.5%が策定済みとなっており、昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■都道府県及び政令市では全自治体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割以上が策定済み又は策定作業中となっている。一方、1万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中が約40%となっており、昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

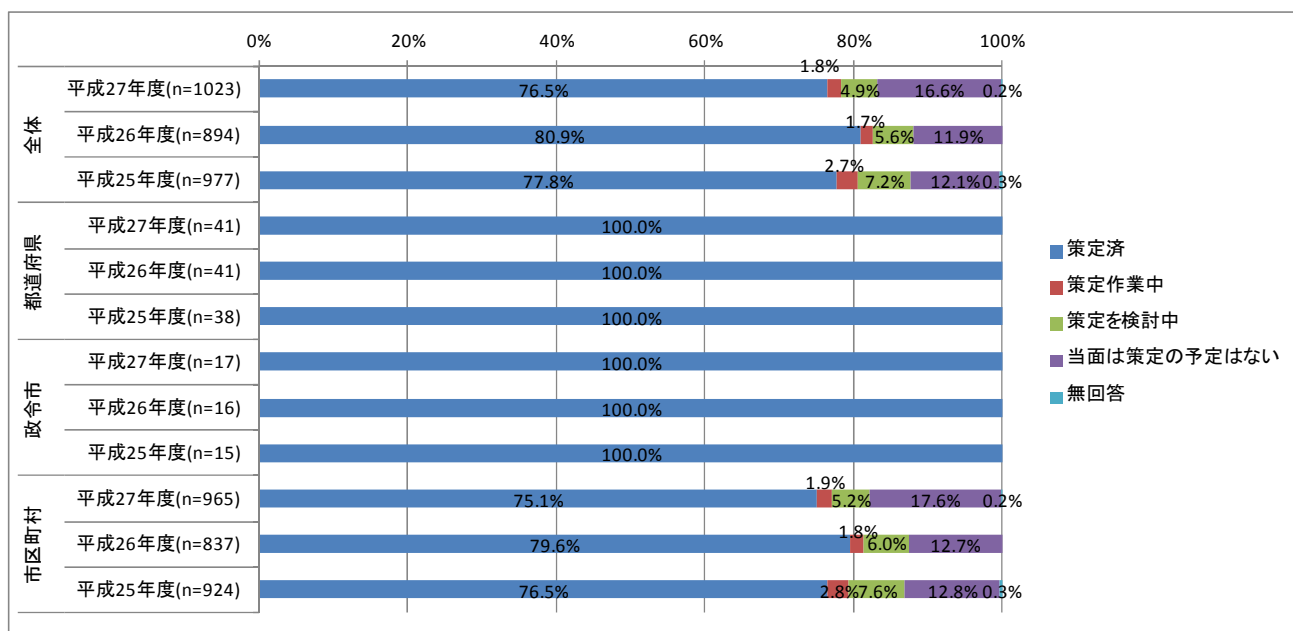


図 9 環境施策の基本となる計画の策定状況

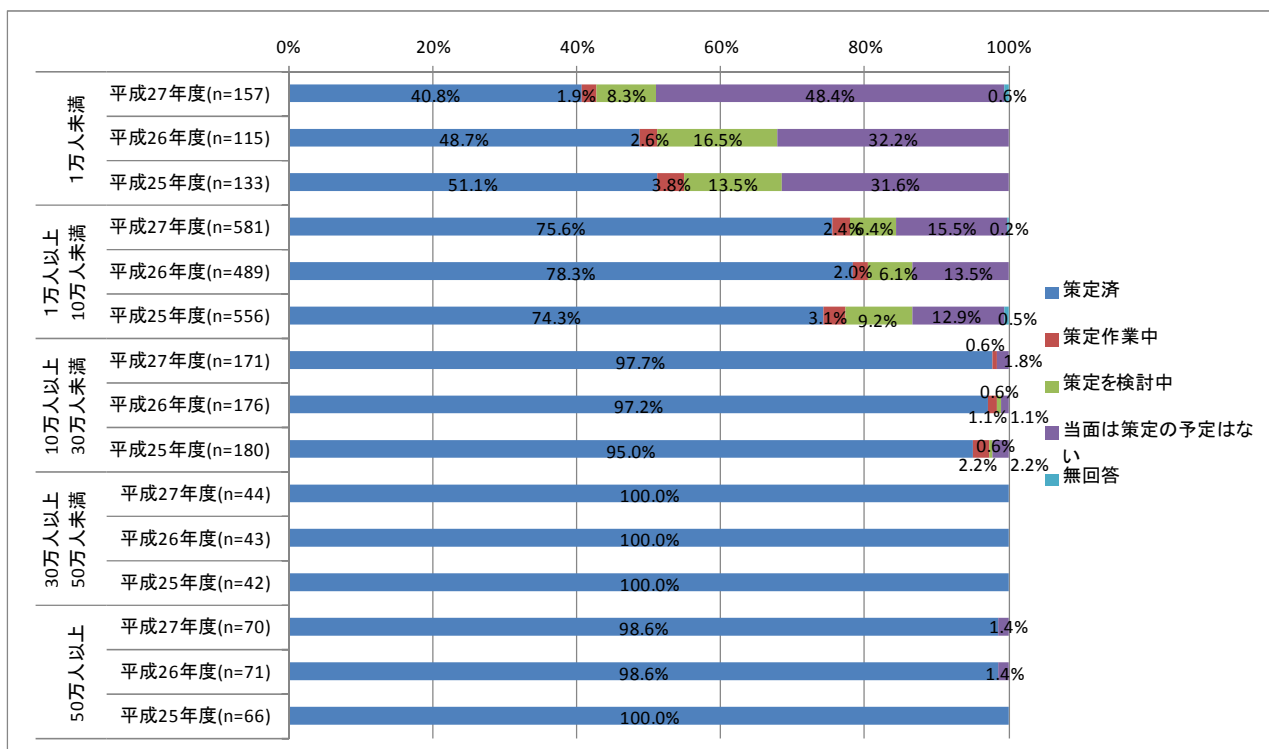


図 10 環境施策の基本となる計画の策定状況（人口規模別）

【「当面は策定の予定はない」理由】

条例や計画について当面は策定を予定していない理由としては、以下のような回答が挙げられた。

- ・ 総合計画やその他の計画を利用しているため
- ・ 基本条例は単なる理念条例であり、実効性の担保が考えられていない。実務的な規制条例が存在する本市にとってはその条例により目的は達成できるものと考えている。
- ・ 人員不足のため
- ・ 策定のための予算がない
- ・ 策定に必要な知識等が不足しているため
- ・ 特段必要性を感じない
- ・ 条例や計画に関わらず、地域住民が中心となり自主的に環境改善に向け活動を行っているため
- ・ 策定の気運が未成熟のため
- ・ 他に優先する事項（震災復興）があるため
- ・ 自然豊かな環境が保たれており特別必要がない。

など

(3) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況及び記述内容について調査を行った。

① 策定状況

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況は、全体では41.3%が策定済みとなっており、昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■今年度は、全ての都道府県及び政令市が策定済み又は策定作業中となり、策定予定のない自治体はなかった。30万人以上の自治体では95%以上が策定済み又は策定作業中となっているが、10万人以上30万人未満の自治体では策定済み又は策定作業中は約6割、10万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中は約3割をとっている。

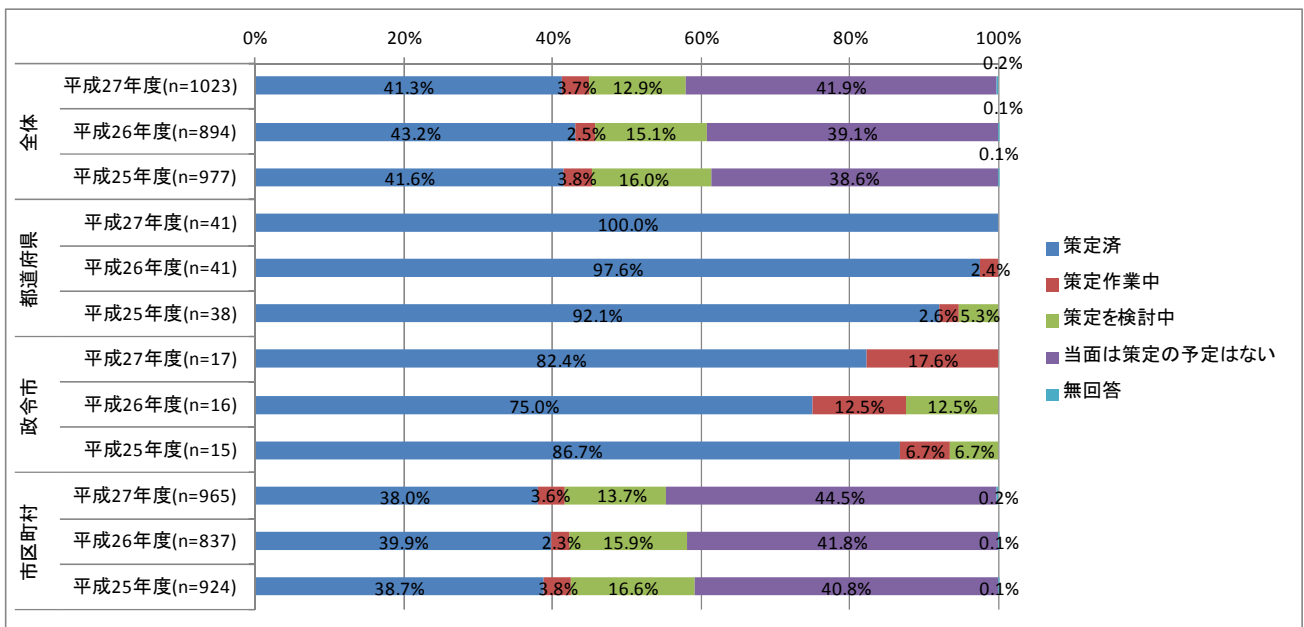


図 11 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況

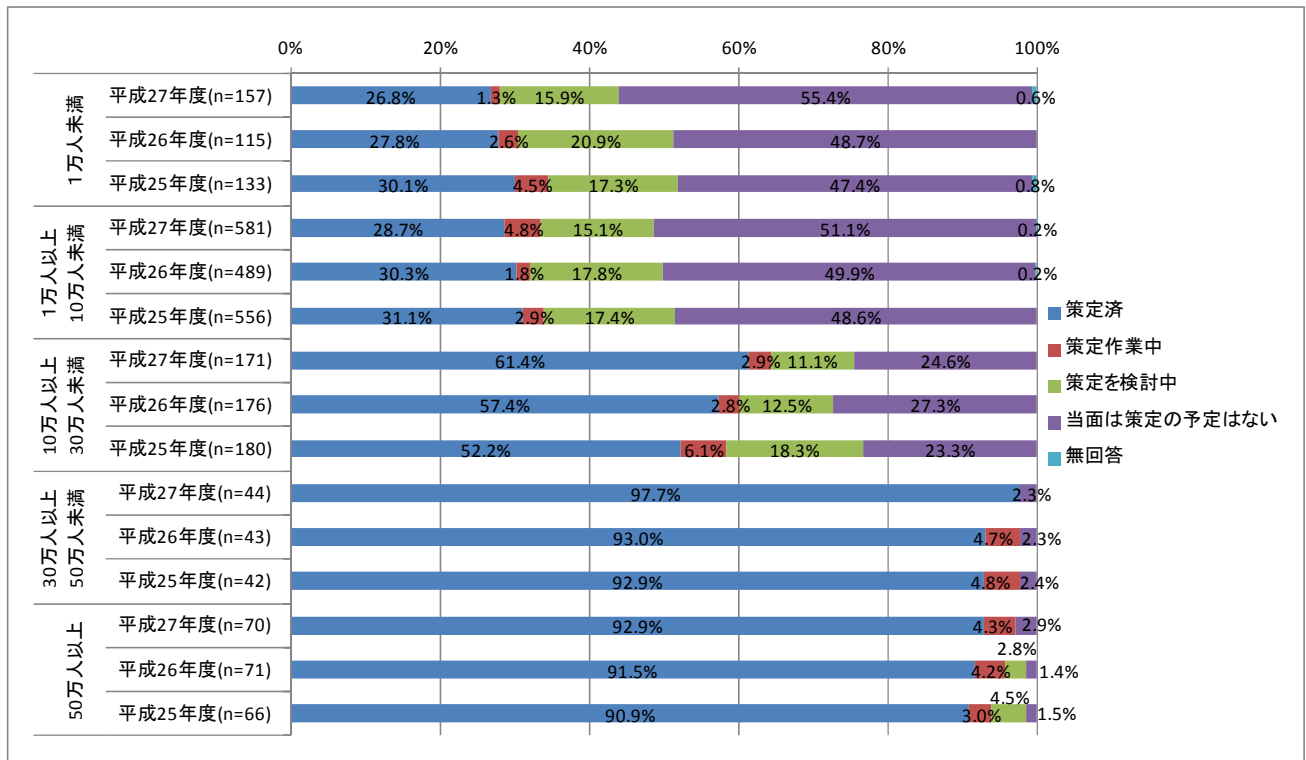


図 12 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況（人口規模別）

- 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の中に他分野の施策まで記述している自治体は全体では 12.2%となり、問題意識や重要性についての記述をしている自治体も含めると全体で 28.1%が他分野について記述しており、昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。
- 人口規模別でみると、30 万人以上 50 万人未満の自治体で「施策まで記述している」及び「問題意識や重要性については記述しているが施策は記述していない」割合が最も高く、あわせて 41.9%の自治体は何らかの記述を行っている。
- 「その他」と回答した自治体の具体的な内容としては、「環境基本計画と統合している（取り込んでいる）」という回答が 10 件と最も多かった。

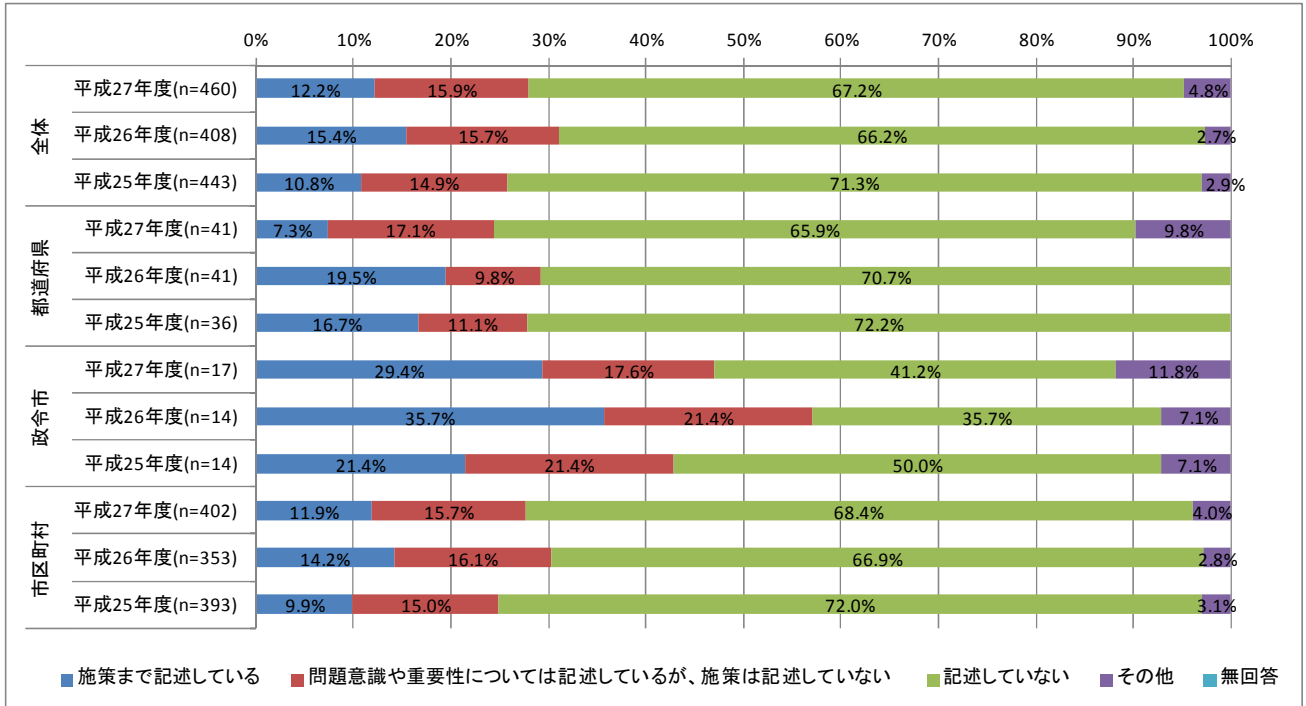


図 13 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の他分野の記述状況

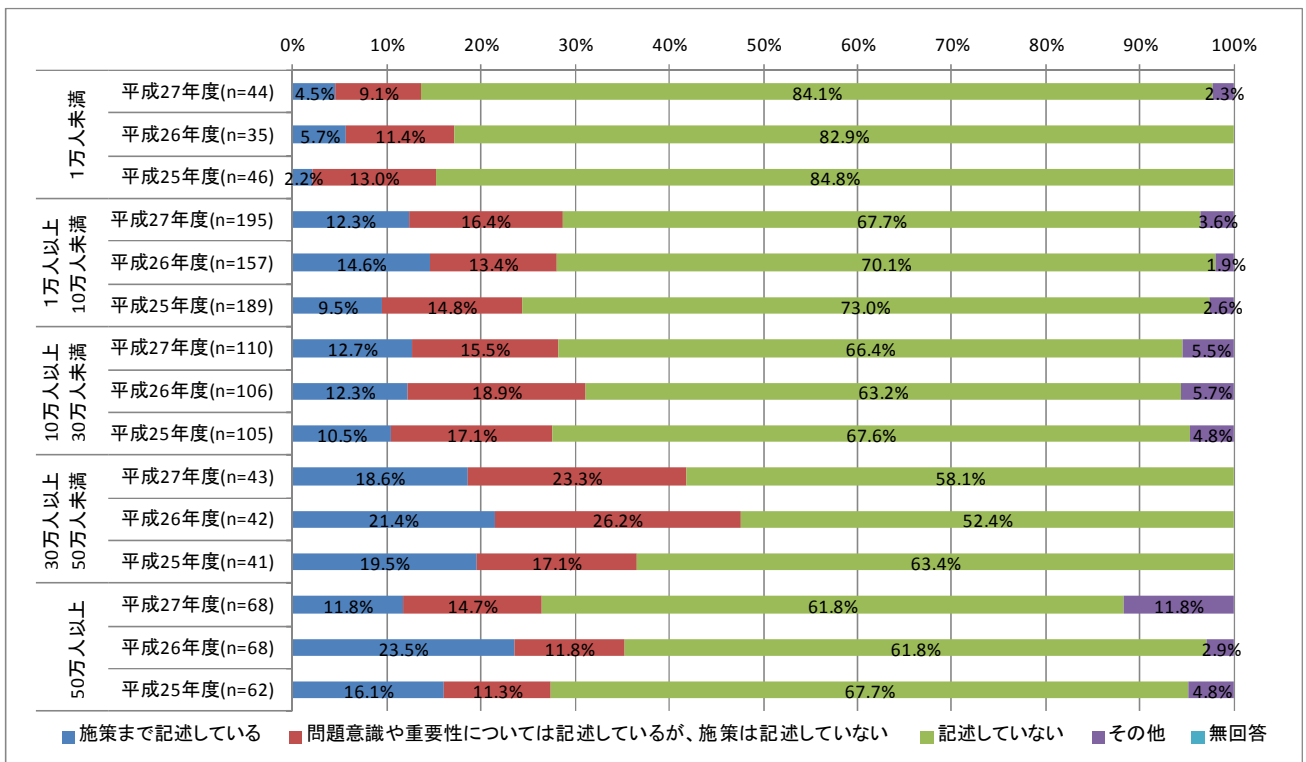


図 14 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の他分野の記述状況（人口規模別）

■その他としては、以下のような回答が挙げられた。

- ・環境基本計画に統合して策定している。他分野の環境についても基本計画内に記載がある。
- ・生物多様性についての戦略などの他の環境関連個別計画等と整合を図ることを記述している。
- ・温暖化対策に資するものについては他分野の施策も記述している。
- ・環境基本計画で区域施策編を兼ねている。
- ・環境基本計画に内包しているので、基本計画に記述している。
- ・環境基本計画に包含して策定中である。
- ・環境基本計画の中に、区域施策編を盛り込んだ。
 - ・環境基本計画の中に区域施策編を組み入れたものを現在作成している。
- ・区域施策編には直接的な記述はないが、環境総合計画の全体の中で記述している。
- ・区域施策編は環境基本計画に内包のため、基本計画の中で生物多様性保全や化学物質管理等について記述。
- ・計画の中にはないが、化学物質ガイドラインを策定している。
- ・今回策定中の区域施策編は環境基本計画に包含したものとなっており、かつ当該基本計画の中で生物多様性保全や化学物質管理等の施策を記載している。
- ・生物多様性については、別途戦略を策定済み。化学物質については、「環境基本計画」にその要素を盛り込み済み。
- ・生物多様性保全については、個別計画を有する。
- ・生物多様性保全等については、適応策の一つとして記述している(主な施策名程度)
- ・市の環境基本計画の重点アクションの1つとして掲げた「低炭素社会の構築」を地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としており、他の分野の施策とも関連したものとして位置づけている。
- ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)は、環境基本計画に含まれており、環境基本計画において他の分野に関連する事項を記述している。

など

② 施策の記述内容

■施策の記述内容について46件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。いくつかの例を挙げる。

都道府県・ 政令市：	<ul style="list-style-type: none">・生物多様性の保全（豊かな自然環境の保全、自然環境データ収集体制の構築、生態系ネットワークの形成）・森林整備の推進（森林整備の推進、県民参加の森林づくりの推進、県産木材の利用促進 等）・循環型社会の構築（3Rの推進、循環型社会ビジネスの振興、再資源化技術の開発支援）・環境に配慮した国体などの推進・生物多様性保全では、野生生物の適正な保護管理や重要地域の保全など、化学物質対策では、環境調査の継続的实施や事業者の監視・指導体制の強化などを記述している。・田園・里潟・里山などの自然環境の保全・田園・里潟・里山の生物多様性の保全
市区町村：	<p style="text-align: right;">など</p> <ul style="list-style-type: none">・「生物多様性を支える基盤の整備」として、①環境教育の推進、②場の整備や活動機会の創出、③協働による活動や調査、④環境情報整理と発信。「自然環境のつながりの保全と創出」として、①流域環境の保全や貴重動植物の保全、適正な土地利用等、②公園や建物の緑化、ビオトープの整備。「持続可能な自然環境の利用」として、①緑化指導や緑地協定の締結、②グリーンツーリズムの推進、③間伐材等の利用。・住宅への太陽光発電、太陽熱温水器等の省エネ機器導入・支援、家庭におけるエネルギー消費の見える化の推進、木質バイオマス燃焼機器などの再生可能エネルギーの導入検討・支援、電気自動車などのエコカー購入、など・森林の二酸化炭素の吸収・固定機能に着目した森林保全策を記載している。 <p style="text-align: right;">など</p>

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.10 から p.13 に記載している。

(4) 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入

環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入に際しての方法や、特徴的な内容について調査を行った。

① 実施状況

■環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では約 9 割が「取り入れた又は取り入れている」となっている。

■都道府県、政令市では全自治体が「取り入れた又は取り入れている」となっており、1 万人以上の自治体では 9 割以上が「取り入れた又は取り入れている」となっている。1 万人未満の自治体でも、「取り入れた又は取り入れている」が約 80%と高い水準となっている。

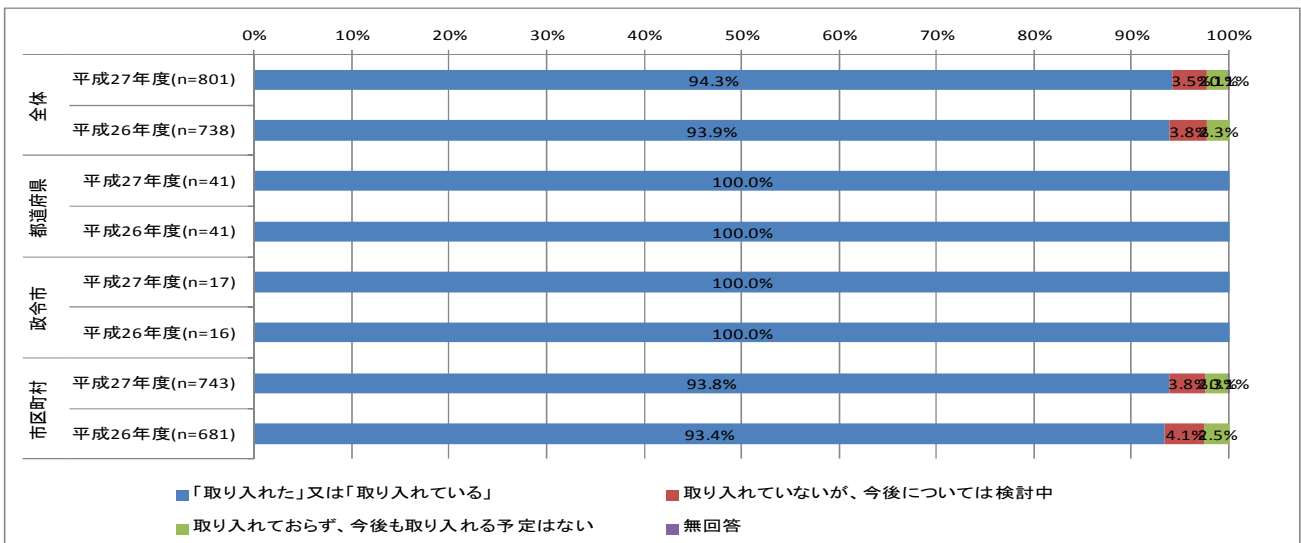


図 15 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況

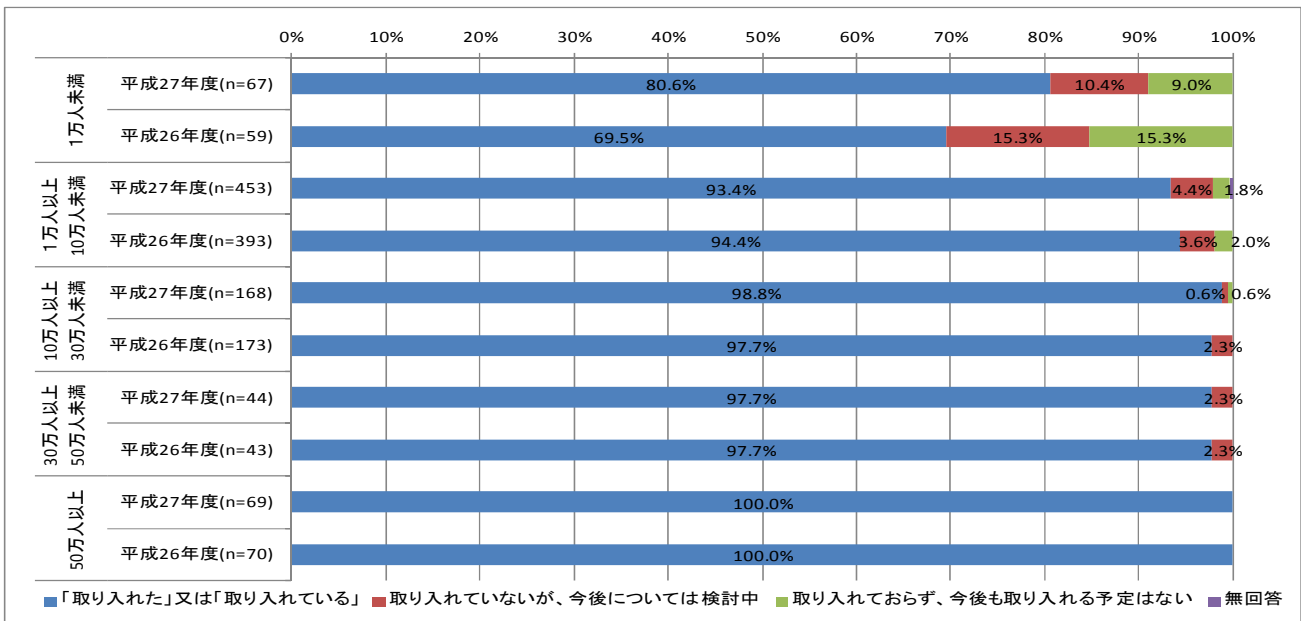


図 16 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況（人口規模別）

② 意見の取り入れ方法

■意見の取り入れ方法としては、市民参加型の委員会の設置、パブリックコメントやアンケートの実施が多く、いずれも60%以上となっている。イベントでの意見聴取の実施は20%以下と低くなっている。

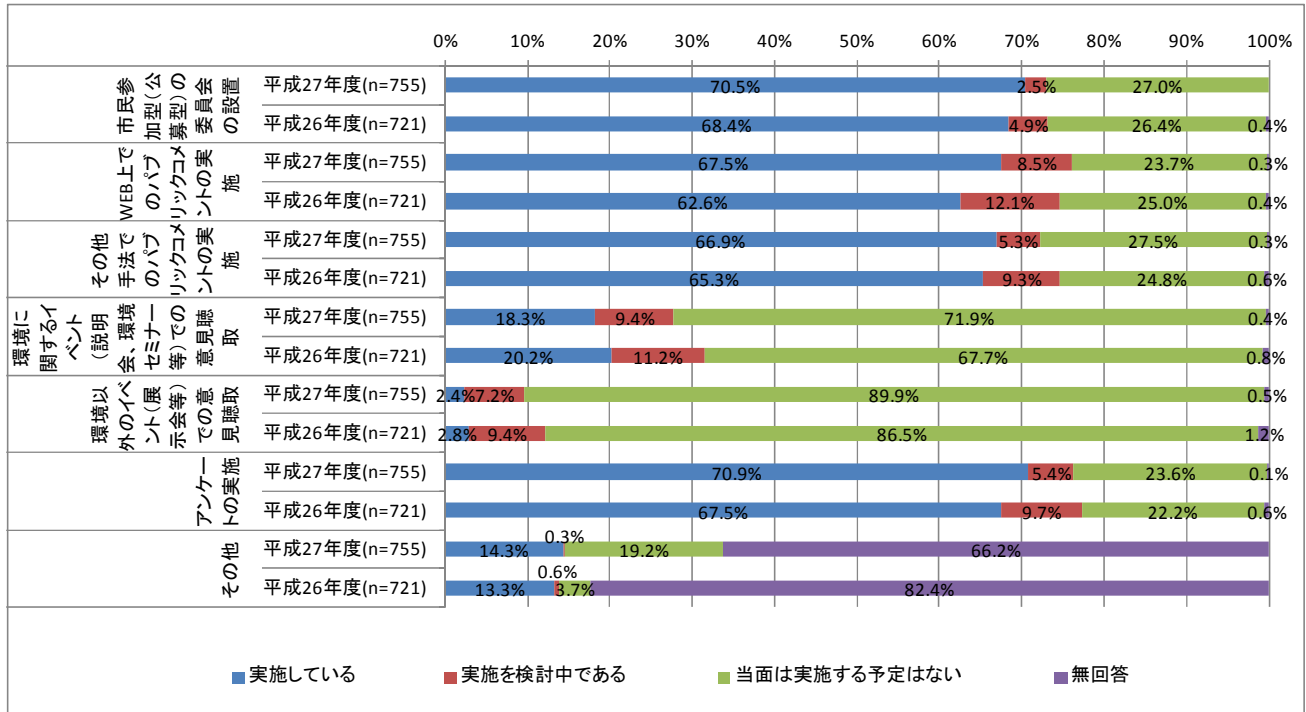


図 17 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のような回答が挙げられた。

都道府県・	環境タウンミーティング	など
政令市：	環境審議会委員を公募	
	県下の全市町村へ照会	
	県内市長村長あて意見照会	
	県民会議での意見聴取	
	市町村職員へのヒアリング	
	有識者からの意見聴取	
	ワークショップの開催	
	意見交換会	
	電子会議室	
	市政アンケート等結果の活用	
市区町村：	ワークショップ(住民、事業者、職員)	
	メール等での事業者からの意見聴取	
	委員会等の設置(非公募)	
	アンケート(住民、事業者)	

過去のアンケート分析(再集計)
総合計画アンケートを利用
各種団体(市民団体含む)の代表、学識経験者からなる審議会での検討
環境協働塾・市民討論会の実施
環境審議会(委員(民間人)から意見聴取、有識者の意見聴取、公募委員を入れる、住民団体代表等が参加)
環境対策町民会議の設置
環境団体等との意見交換会
ヒアリング(個別、関係団体、事業者、有識者等)
関係団体推薦の委員会を設置
基本計画(原案)の市民説明会
環境施設におけるパネル展示
策定委員会への住民の参加、市民団体代表等の参加
市民による進捗管理
市民団体、企業等の代表者による委員会の設置
自治会での説明
総代、婦人会、子ども会などの代表を委員のメンバーとする
地域団体の代表者で構成する委員会の設置
地球温暖化対策地域協議会と協議
地区説明会等での意見聴取
中間発表会の実施

など

③ 意見の取り入れ方法についての特徴的な内容

- 環境施策の基本となる条例及び計画の策定の際の住民等からの意見取入の特徴的な内容については、291件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。
- 全体として、アンケートの実施、市民公募型の委員会、ワークショップの開催、意見交換会の実施、パブリックコメントの実施に関する回答が多く得られた。
- 具体的に記載されていた回答の特徴的な内容の事例を以下に示す。

<事例1>

・アンケートを市民向けの他、小中学生、事業者、農林業者向けに行ったことで幅広い意見を取り入れることができた。また、計画策定のための環境懇談会を地区別に実施することで各地区の課題抽出ができた。

<事例2>

・環境基本計画の改定に関連したパネルディスカッションを開催し、環境基本計画の改定案について説明するとともに、会場から意見を聞いた。

<事例3>

・環境審議会・環境基本計画推進市民委員会の委員に、ごみ焼却処理施設、埋立処分地施設、エコステーション等の施設を実際に視察していただき、専門的見地及び市民目線で環境行政に対する意見をいただいている。

<事例4>

・現計画策定時にNPO法人等の代表の方に集まっていただき、市民懇談会という形で各団体の意見をお伺いした。

- その他の事例を以下に示す。

・環境に関するテーマについてグループワークを行う会の実施。
・パブリックコメントと同時期にモニターとして登録している方に向け、別途アンケートを実施。
・環境審議会での審議において、学識者や地域住民など様々な方から意見を伺うようにしている。
・市民・事業所・小中学生・観光客にアンケートを実施。
・市長との意見交換会
・主婦目線のゴミ処理の環境保全策の提案など
・環境講演会後のワークショップでブレインストーミングを実施。

など

- その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.13 から p.18 に記載している。

(5) 環境施策の基本となる計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入

環境施策の基本となる計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入に際しての方法や、特徴的な内容について調査を行った。

① 実施状況

■ 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では約70%が「取入れた又は取入れている」となっている。

■ 人口規模別では、10万人未満の自治体をのぞき「取入れた又は取入れている」が7割を超えている。1万人未満の自治体では昨年度よりも「取入れた又は取入れている」が多くなっている。

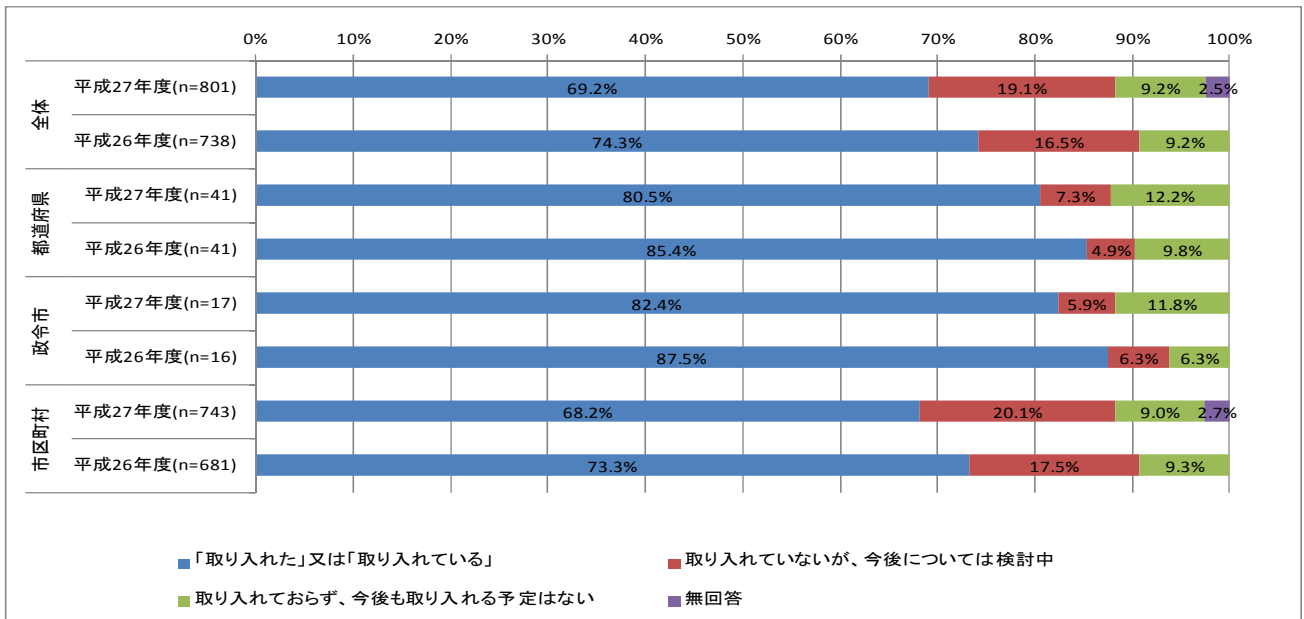


図 18 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況

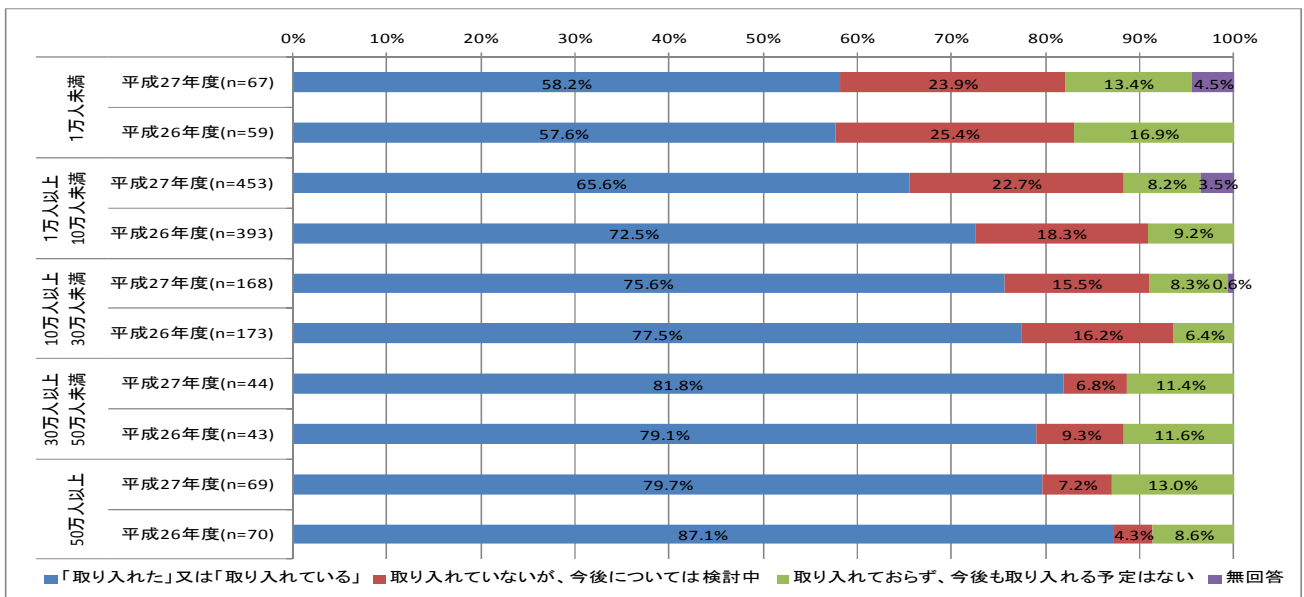


図 19 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況（人口規模別）

② 意見の取り入れ方法

■意見の取り入れ方法は、「市民参加型（公募型）の委員会の設置」が最も多く、約7割と半数を超えている。「WEB上や広報誌での意見の受付」及び「アンケートの実施」も、約4割となっている。

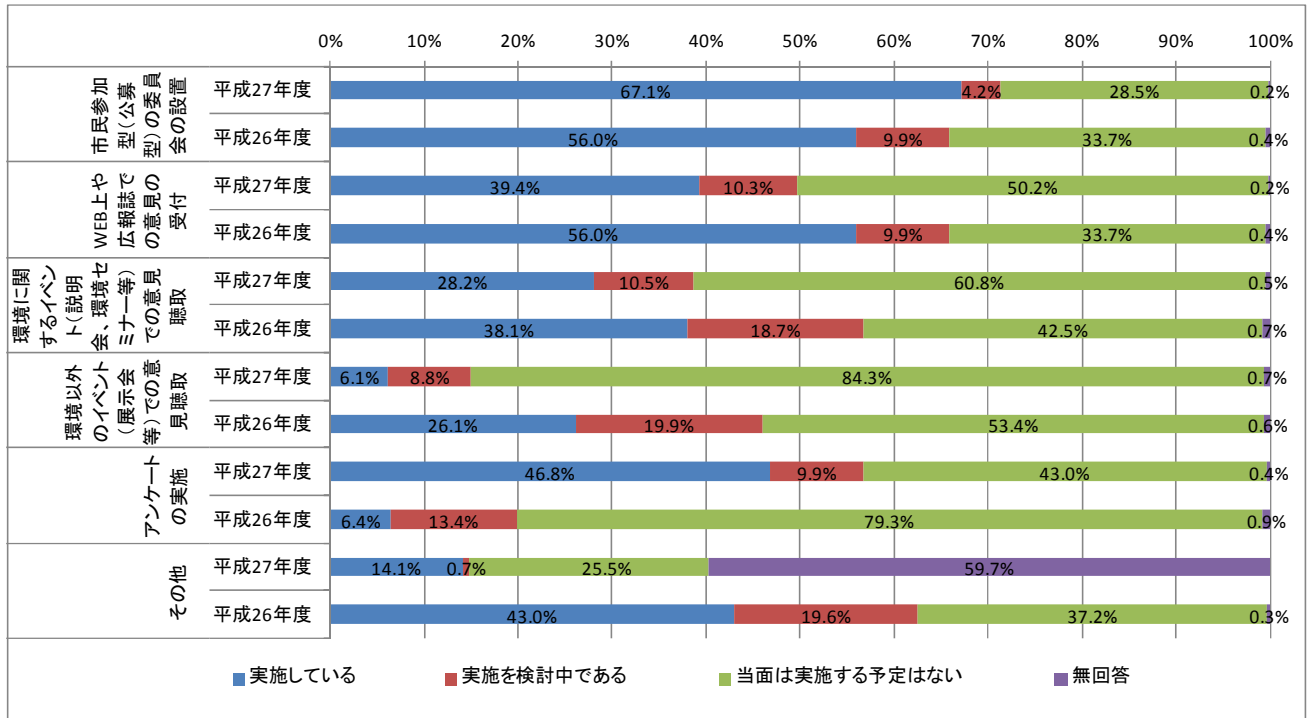


図 20 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のような回答が挙げられた。

都道府県・政令市：	住民説明会の開催 パブリックコメント 環境審議会（意見聴取） 環境審議会委員を公募 事業実施の協議会や実行委員会での徴収 意見交換会 市環境審議会からの意見・提言を反映	など
市区町村：	パートナーシップ会議での行動計画の策定 パブリックコメント ワークショップ 過去のアンケート分析（再集計） 環境審議会（意見聴取、有識者、審議、公募委員、住民団体代表等が参加、地元環境団体との意見交換） 各種関わりの中で随時受け付けている	

各種団体からの選出で委員会を設置し意見を聞いている。
環境協働事業提案制度
環境推進団体の設置
環境団体等との意見交換会
環境年次報告書による意見聴取
関係団体推薦者による委員会を設置
関係団体等からの意見聴取
協働事業
計画の縦覧
公募委員
公募型ではない協議会を設置し意見聴取
広聴
市民、市民団体、事業者との協働事業の実施
市民・各種団体で構成する懇話会の設置
市民・行政・事業者の3者協働組織の設立
市民・事業者を主体とする協議会の設置・運営
市民団体との定例会
環境マネジメントシステム
住民による進行管理と評価
地域団体の代表者で構成する環境関連団体からの意見聴取
中間素案説明会
町内の中学生・高校生が、まちづくりについて提言する会議の開催
町民代表を含めた検討委員会の開催
要望書

など

③ 意見の取り入れ方法についての特徴的な内容

- 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の特徴的な内容については、177件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。
- 全体として、アンケートの実施、市民公募型の委員会、ワークショップの開催、意見交換会の実施、パブリックコメントの実施に関する回答が多く得られた。
- 具体的に記載されていた回答の特徴的な内容の事例を以下に示す。

<事例1>

・幼稚園・保育園、小中学校を対象とした出前講座の実施に際して、希望するテーマや取扱いを希望する内容について調査するとともに、実施後に、テーマや講座についての内容、満足度、講座後の園や学校等の様子等についてアンケート調査を行い、事後の改善に生かしている。

<事例2>

・環境基本計画を推進するため、市民、事業者、NPOの代表からなる環境基本計画推進委員会を設置し、お互いの意見や提案を交換しつつ、環境基本計画のビジョン実現のための具体的な事業について検討している。また、各分野で設定している目標値の分析と成果向上のための方針なども意見を交換しつつ作成しており、計画の推進と進行管理も市民、事業者、NPOと市の協働・共創により進めている。

<事例3>

・市が運営する登録制のアンケート制度を活用し、市民の意見を取り入れている。この制度は、電子メールで市から発信されたアンケートや情報を、モニターとして登録している方に、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話で回答してもらう制度のことであり、市民の様々な意見を広く集めることが期待できるため、各施策の実施・推進の際に活用されている。

その他の事例を以下に示す。

・環境保全を目的とした自発的な行動を行っている住民を「環境保全推進委員」として委嘱し、毎年、環境問題に関わる意向調査を実施し、環境施策に取り入れている。

・環境審議会・環境基本計画推進市民委員会の委員に、ごみ焼却処理施設、埋立処分地施設、エコ・ステーション等の施設を実際に視察していただき、専門的見地及び市民目線で環境行政に対する意見をいただいている。

・町内の2つの中学校、1つの高校の生徒から議員を選出し、若い視点から未来のまちづくりについての意見・提案を聞き、これからの施策に反映するという目的で行っている。

など

- その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.19 から p.25 に記載している。

(6) 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした地方公共団体

環境施策の基本となる計画に策定時に国の環境基本計画のどのような部分を参考としたかについての調査を行った。

① 「第四次環境基本計画」の認知状況

■ 「第四次環境基本計画」の認知状況については、全体では「詳しい内容まで知っている（本文を読んだことがある）」及び「概要程度は知っている」が約6割を占め、昨年度よりも増えている。

■ 人口規模別では、10万人以上の自治体において、「詳しい内容まで知っている（本文を読んだことがある）」及び「概要程度は知っている」が約9割を占めた。

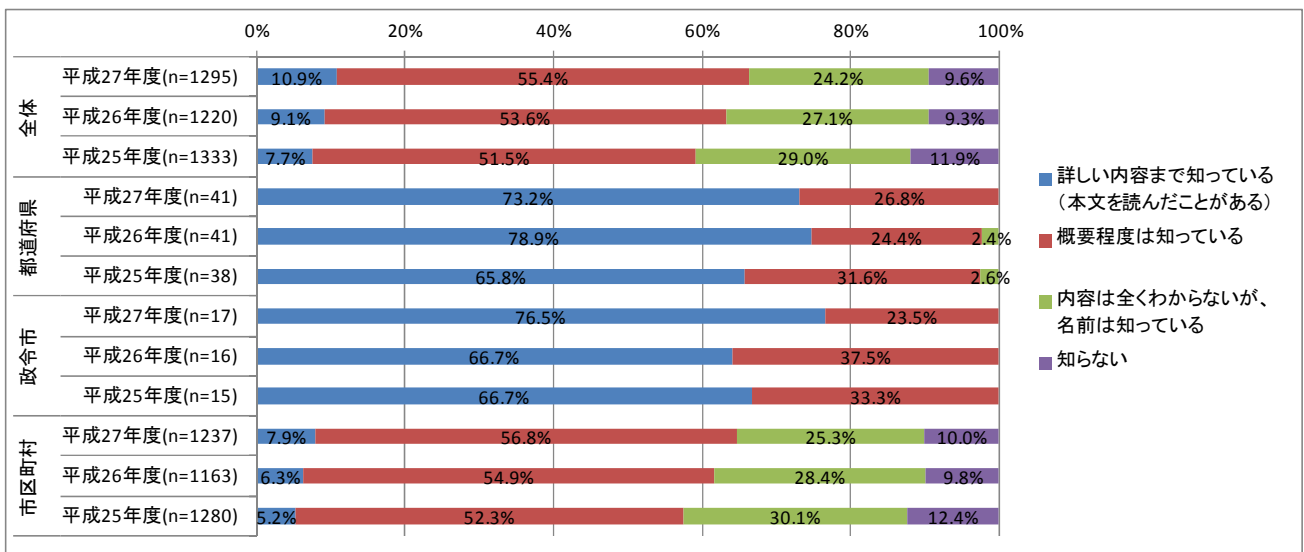


図 21 「第四次環境基本計画」の認知状況

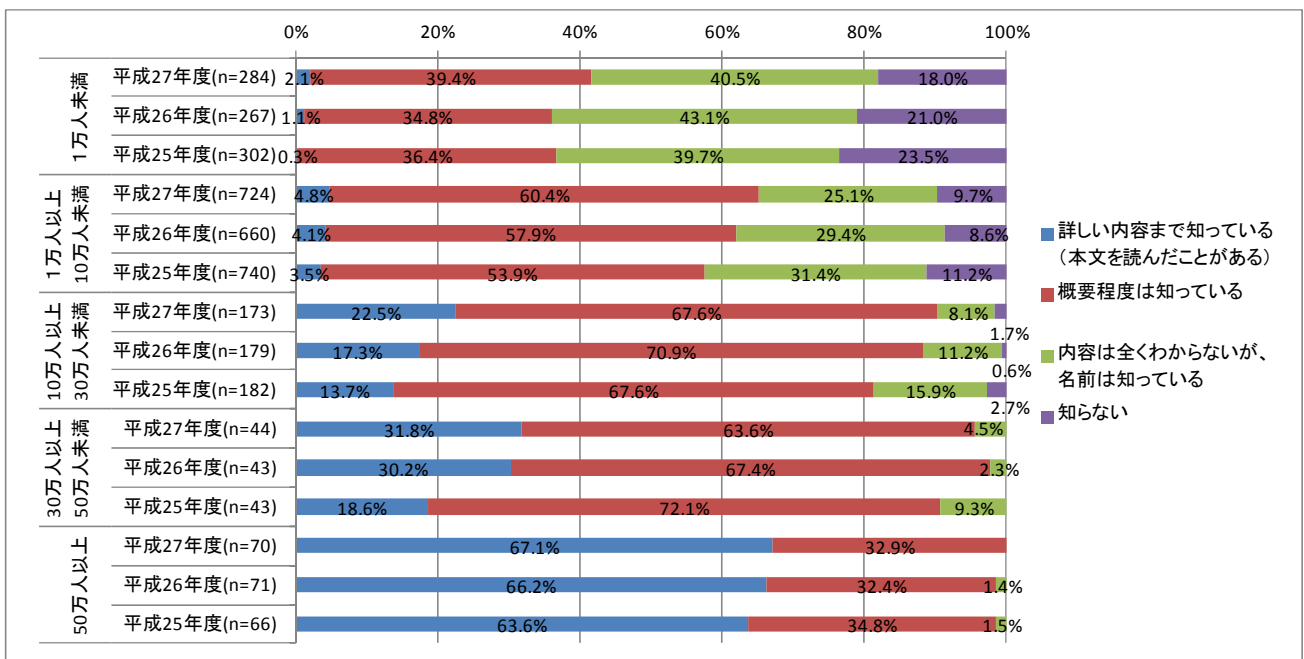


図 22 「第四次環境基本計画」の認知状況（人口規模別）

② 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考としたか

■環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした地方公共団体は、全体では約6割となる。昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■いずれの規模の自治体でも9割以上が参考としている又は参考とすることを検討している。

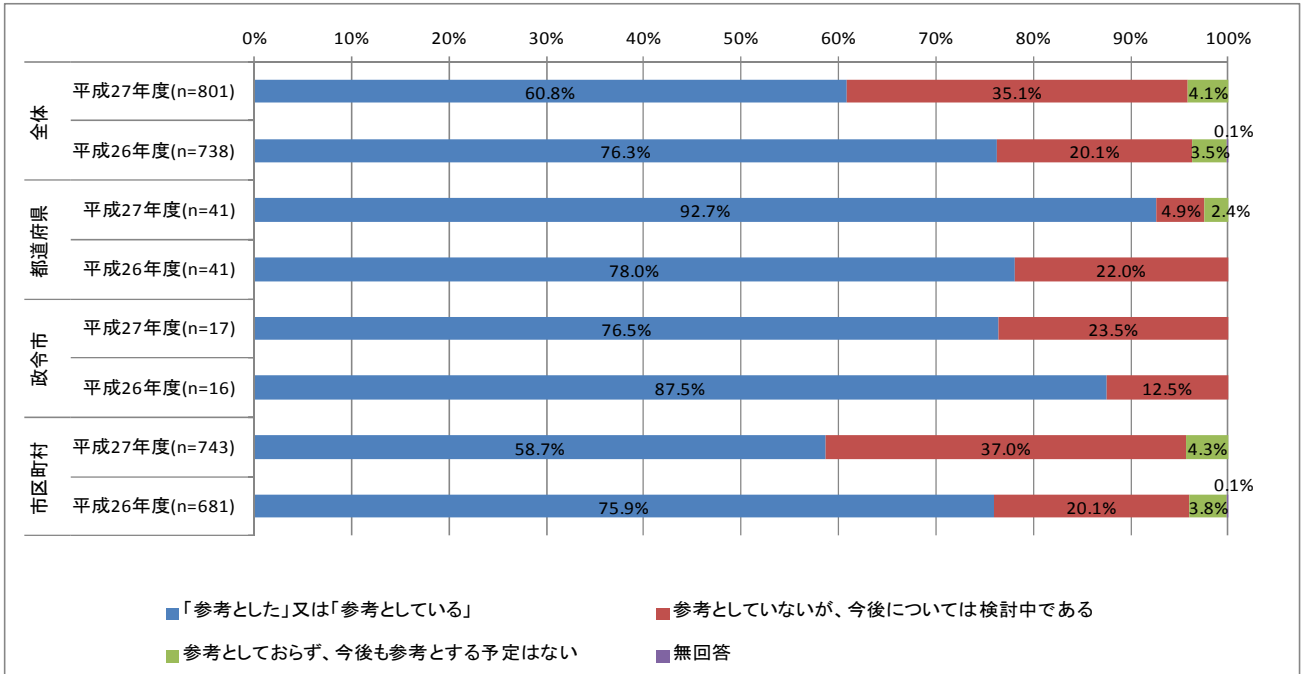


図 23 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした割合

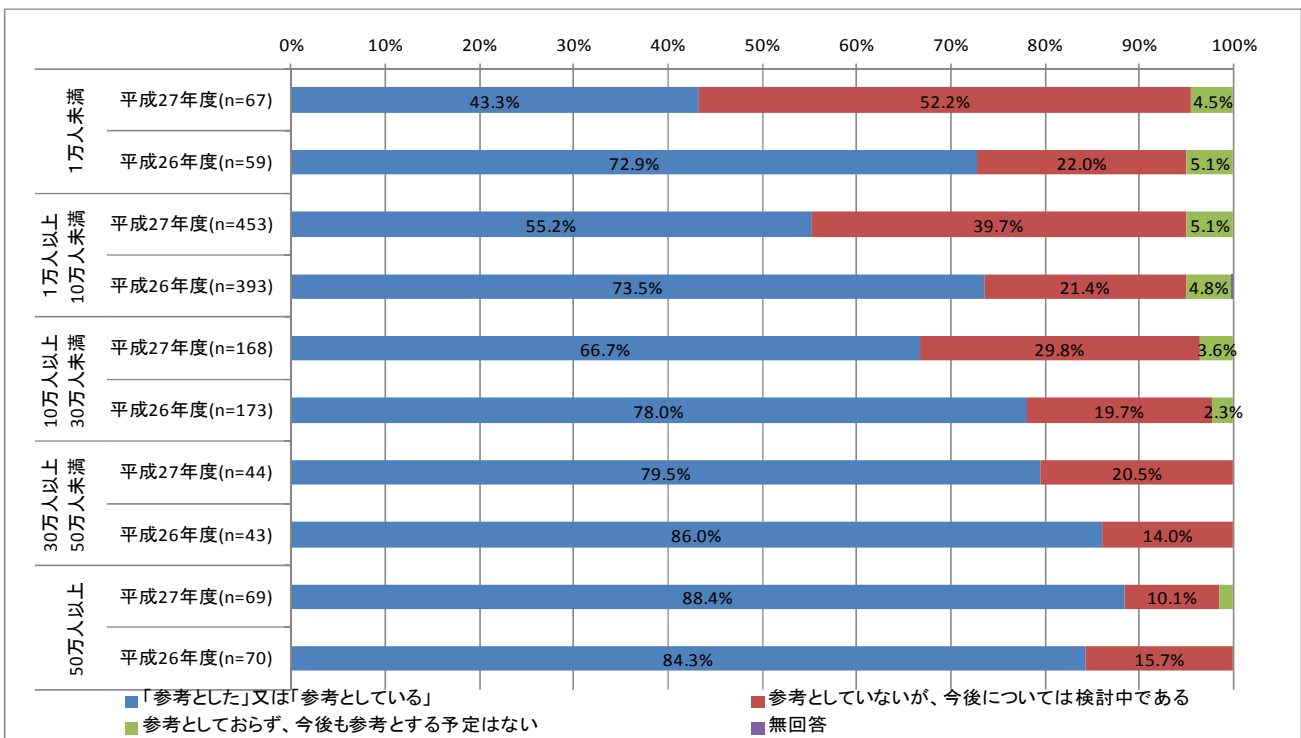


図 24 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした割合（人口規模別）

③ 参考とした内容

■参考とした内容として以下のようなものが挙げられた。について 216 件の回答が得られた（「特
ない」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。

都道府県・	国における環境政策の基本方針や目標の考え方を参考とした。	
政令市：	基本方針等が国の計画に異なるものとならないように参考とした。 政策・施策の方向性等。 目指すべき持続可能な社会の姿。	
市区町村：	グリーン・イノベーションや持続可能な社会の実現、災害に強い地域づくり、放射性物 質の対応等、第四次環境基本計画においても重要視されていた内容を加味しながら、 当市の計画の改訂作業等を行っている。 目指すべき持続可能な社会の姿について、個人や事業者の環境配慮行動の推進、 水環境保全に関する地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保 全に取り組む部分を参考としました。 全般的な考え方を参考とした。 地球温暖化に関する取組 目指すべき持続可能な社会の姿 優先的に取り組む重点分野	など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.25 から p.33 に記載している。

(7) 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発

環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発についてその状況とその際の工夫について調査を行った。

① 普及・啓発状況

■環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況は、全体では約8割が「実施した又は実施している」となっている。昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

■都道府県、政令市では9割以上が「実施した又は実施している」と回答している。

■今年度、人口規模別では、1万人未満の自治体では「実施した又は実施している」と回答が6割未満であるが、規模が大きくなるほど「実施した又は実施している」の割合が増える傾向にある。

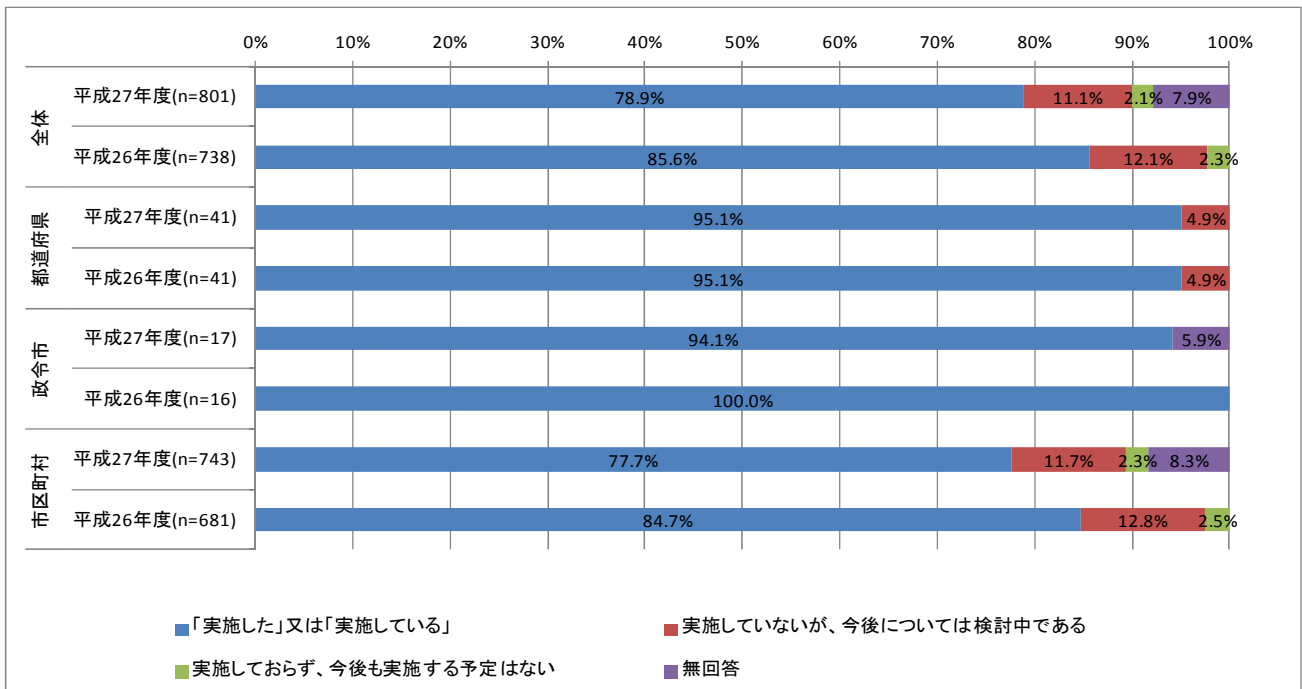


図 25 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況

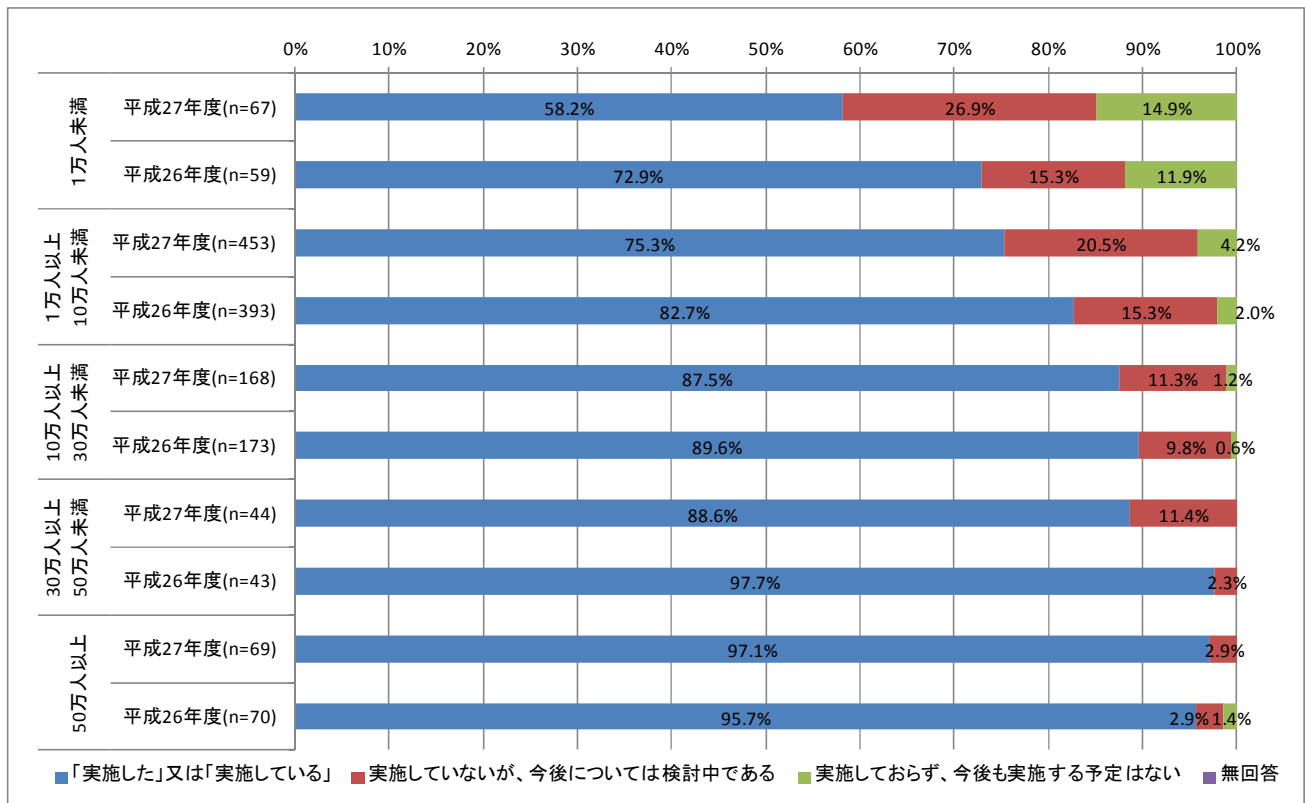


図 26 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況（人口規模別）

② 普及・啓発の具体的な内容・工夫

■具体的に記載されていた回答で普及・啓発の具体的な内容あるいは工夫などについて 527 件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。

<具体的内容>

- ・ 概要版パンフレット等の作成
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 公式フェイスブックで計画の内容を広報
- ・ 広報誌等への掲載
- ・ イベントによる普及・啓発活動
- ・ テレビやラジオ等での広報活動
- ・ 大学での講義
- ・ 市民への出前講座を実施した。
- ・ 環境ドキュメンタリー映画の上演会を実施。テレビドラマの作成。
- ・ 地球温暖化防止対策として庁舎に緑のカーテンを設置

など

<工夫>

- ・計画本体の冊子と併せて概要版を作成し、できるだけ県民の目につきやすいところに配置ができるようにした。併せて、説明会や研修会などでも積極的に利用した。
- ・全戸配布による周知を行った。
- ・リーフレット・冊子・パネルは、市の環境イベントの度に配架するようにしている。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.33 から p.41 に記載している。

(8) 環境施策の基本となる計画の点検

環境施策の基本となる計画の点検状況とその具体的な内容あるいは工夫の事例について調査を行った。

① 点検状況

■環境施策の基本となる計画の点検状況は、全体では約75%が「実施した又は実施している」となっている。

■人口規模別では、1万人以上の自治体では7割以上が、10万人以上の自治体では8割以上が実施しているが、1万人未満の自治体では実施している割合は4割未満となっている。

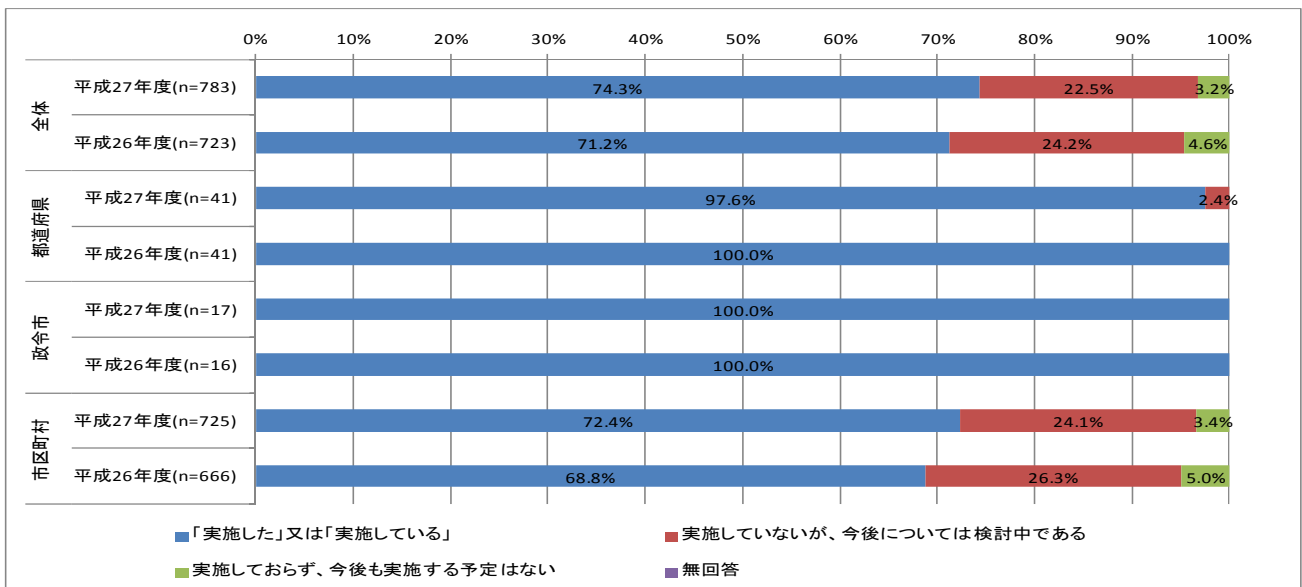


図 27 環境施策の基本となる計画の点検状況

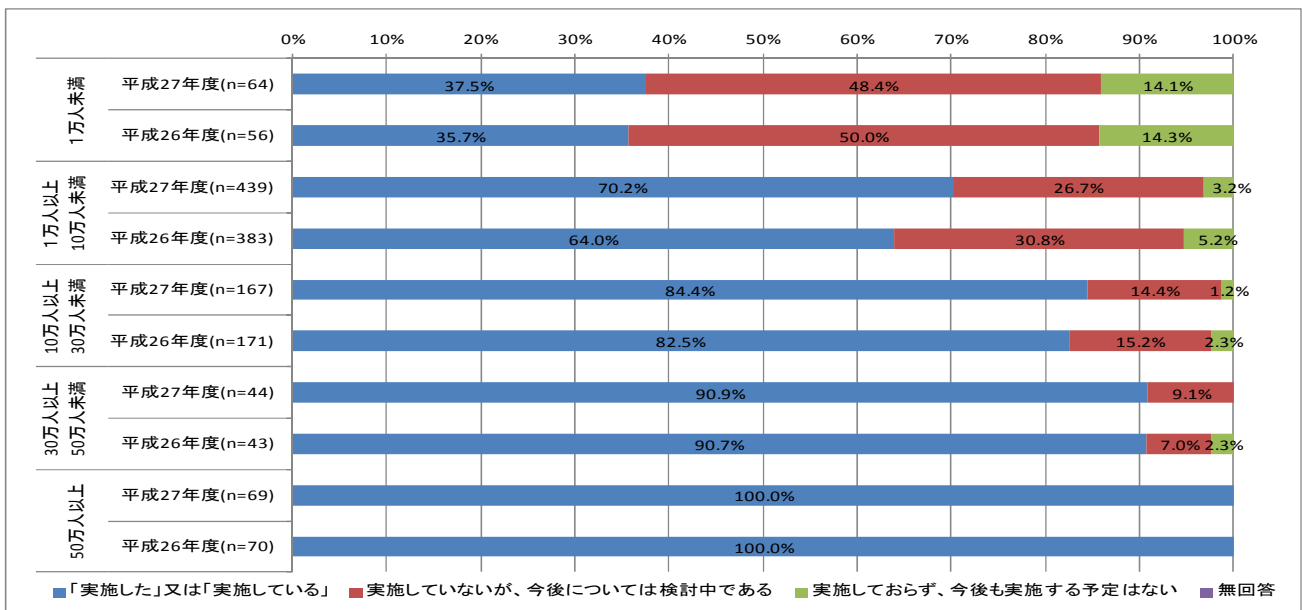


図 28 環境施策の基本となる計画の点検状況（人口規模別）

② 点検の具体的な内容・工夫

■環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検について具体的な内容あるいは工夫などについて 514 件の回答が得られた（「特になし」等は除く）。回答には以下のようなものがあった。

<具体的な内容>

- ・ 市民委員を含めた委員会で点検を行っている。
- ・ 施策ごと一覧表にして、毎年進捗管理している。
- ・ 学識経験者や市民委員等で構成された審議会で点検を実施。
- ・ 施策の実施状況を担当者にヒアリングしている。
- ・ 住民企業に対し、アンケートの実施。
- ・ 年次報告書を作成し、審議会などにおいて点検を実施している。
- ・ 情報収集が可能なデータ（電気使用量、都市ガス使用量、ごみ排出量、リサイクル率）などを、毎年集計し、環境白書という年次報告書を作成しています。

など

<工夫>

- ・ 結果がわかりやすいように、3段階で評価し、点検・評価結果を記者発表している。
- ・ 数値目標を設定している項目について、グラフを使用した資料を作成し、見やすくしている。
- ・ 環境基本計画の事業ごとに点検・評価シートを作成し、関係課毎に点検・評価をし進捗率（達成率）等を確認している。
- ・ 独自の環境マネジメントシステムの中で進行管理している。
- ・ 市民委員を含めた環境審議会で PDCA サイクルに基づき点検を行っている。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.41 から p.60 に記載している。